

第5 成人保健事業



埼玉県けんこう大使入間市代表 いるティー



国保マスコット 健康まもるくん



1 健康診査事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月8日から6月30日までの間、入間市健康福祉センターで実施する成人健康診査事業を中止とした。また、健康診査事業再開後も新型コロナウイルス流行の影響により健康診査の受診を控える者が多かったため、全体的に受診率が低下した。

(1) 市民健康診断

ア 目的

市民健康診断は、特定健康診査や後期高齢者健康診査の対象とならない市民に対して特定健康診査や後期高齢者健康診査同様の健康診断を実施することにより、生活習慣病等の疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、若い世代からこれらの疾患等を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進事業実施要領

ウ 対象

16歳以上40歳未満の市民で、職場等において健診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社)入間地区医師会 (集団健診)

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、血中脂質検査、血糖検査

カ 実績

受診状況 単位：人

年度 \ 区分	受診者数
R 2	2 5 4
R 1	2 9 2
対比	－ 3 8

キ 事業の経過

平成15年度 健康福祉センター開設に併せて開始

ク まとめ

受診者数は、前年度より減少した。若い世代からの生活習慣病等の予防に役立つ事業であるため、受診者数の増加に向けて引き続き周知を徹底する必要がある。

(2) 肝炎ウイルス検診

ア 目的

肝炎対策の一環として、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減するとともに、進行を遅延させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領、肝炎ウイルス検診等実施要領、肝炎ウイルス検診事業実施要綱（平成14年入間市告示第124号）

ウ 対象

- (ア) 4月1日現在で満40歳以上の市民で、過去に肝炎ウイルス検診又は肝炎ウイルス検診に相当する検査を受診したことがない者
- (イ) 当該年度に受診した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査又は特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常が見られた市民

エ 対応者

委託先・・・（一社）入間地区医師会 （個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、HBs抗原検査（B型肝炎ウイルス検査）、C型肝炎ウイルス検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	内容	受診者数
R 2	節目検診（40歳）	19
	節目外検診（41歳以上）	262
	計	281
R 1	節目検診（40歳）	19
	節目外検診（41歳以上）	309
	計	328
対比	節目健診（40歳）	0
	節目外健診（40歳以上）	－47
	計	－47

キ 事業の経過

平成14年度 C型肝炎等緊急総合対策の一環として老人保健事業の基本健康診査の対象者に対して、基本健康診査と同時受診で、5か年計画で実施

平成19年度 対象者を変更し引き続き実施

平成20年度 医療制度改革に伴う制度改正により、基本健康診査が廃止され、単独の検診として実施

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少した。引き続き、国や県等の取り組みも踏まえつつ、未受診者に対するより一層の周知や受診促進のための取り組みを継続していく必要がある。

(3) 骨粗しょう症検診

ア 目的

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、加齢により症状が進むことから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社)入間地区医師会 (集団健診)

オ 内容

問診、骨量測定

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	内訳		
		異常なし	要指導	要精密検査
R 2	4 3 8	2 1 0	8 7	1 4 1
R 1	6 2 6	3 3 3	1 0 8	1 8 5
対比	－ 1 8 8	－ 1 2 3	－ 2 1	－ 4 4

キ 事業の経過

平成18年度 骨粗しょう症検診を開始

ク まとめ

受診者数は、前年度より減少した。今後も引き続き節目年齢の方への受診勧奨等を行い、周知方法等の工夫や、受診者数の増加に向けた取り組みを行う必要がある。

(4) 成人歯科検診

ア 目的

歯周疾患の早期発見及び健康の保持増進に資することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民であって、現在、歯科治療を行っていない者

エ 対応者

委託先・・・入間市歯科医師会（個別健診）

オ 内容

問診、むし歯等の有無の確認、歯肉の状況、口腔清掃状況、歯石の付着状況、動揺度検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率（%）	内訳		
			異常なし	要指導	要医療
R 2	8 9 8	1 0 . 7 3	1 4 9	6 9	6 8 0
R 1	8 2 7	9 . 5 8	1 1 9	9 0	6 1 8
対比	7 1	1 . 1 5	3 0	— 2 1	6 2

キ 事業の経過

平成8年度 成人歯科検診を開始。

平成9年度 対象者に60歳を追加して実施

平成16年度 対象者に70歳を追加して実施

ク まとめ

前年度に比べ、受診者数、受診率、共に僅かに増加した。今後も受診者数の増加に向けた周知等の取り組みを行う必要がある。

また、要医療となる者の割合が高く、歯周疾患予防の啓発が必要である。

（5）人間ドック

ア 目的

任意の健診として、詳細な検査を多項目にわたり行うことにより、病気の早期発見と生活習慣病の予防及び自主健康管理に役立てることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例

ウ 対象

28歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・（一社）入間地区医師会 （集団健診）

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、肺機能検査、心電図検査、眼底・眼圧検査、腹部超音波検査、胸部・胃部レントゲン撮影、便潜血検査、尿検査、骨密度測定など

カ 実績

受診状況

単位：人

年度 \ 区分	受診者数
R 2	4 5 0
R 1	5 7 5
対比	－ 1 2 5

キ 事業の経過

平成 1 5 年度 健康福祉センター開設に併せて開始

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少した。しかし、人間ドック受診者の循環器疾患やがん等の予防に役立っているため、今後とも個別での受診機関の利用も含め、受診者数の増加に向けて引き続き周知を図る必要がある。

2 国民健康保険事業

(1) 特定健康診査

ア 目的

内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病等の疾患又はその危険因子の早期発見及び医療費の伸びを抑制することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

4 0 歳以上 7 4 歳以下の入間市国民健康保険被保険者

エ 対応者

委託先・・・(一社) 入間地区医師会、入間市健康福祉センター

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、血中脂質検査、血糖検査、眼底検査（医師が必要と判断した場合）

カ 実績

法定報告値

単位：人

年度 \ 区分	対象者	受診者	受診率 (%)
R 1	2 4, 4 8 9	1 0, 3 0 2	4 2. 1
H 3 0	2 5, 1 5 8	1 0, 4 3 1	4 1. 5
対比	－ 6 6 9	－ 1 2 9	0. 6

キ 事業の経過

平成20年度	事業開始とともに第1期特定健康診査等実施計画を策定
平成24年度	保険年金課（現国保医療課）から健康管理課へ事務移管
平成25年度	第2期特定健康診査等実施計画を策定
平成30年度	入間市国民健康保険第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）を策定

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少したが、受診率は増加した。

今後も未受診者対策や普及啓発、キャンペーン等を実施し、受診率向上に向けた取り組みを強化していく。

（2）特定保健指導

ア 目的

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者自身が特定健康診査の結果を理解し、身体の変化に気づき、生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定したうえで実践し、セルフケア（自己管理）ができるようになることを目指す。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

特定健康診査受診者（入間市国保）

（ア）情報提供：特定健康診査全受診者

（イ）動機付け支援：下表のとおり

（ウ）積極的支援：下表のとおり

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象（歳）	
	①血糖②脂質③血圧		40～64	65～74
男性：≧85cm 女性：≧90cm	2つ以上該当		積極的支援	
	1つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
上記以外で BMI：≧25	3つ該当		積極的支援	
	2つ該当	あり		
			なし	動機付け支援
	1つ該当			

※糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している人を除く。

エ 対応者（事業従事者）

保健師、管理栄養士、健康運動指導士

オ 内容

(ア) 情報提供

年1回、特定健康診査の結果返却と同時に受診者全員に実施
健診結果の見方、生活習慣の基本的知識、社会資源の紹介

(イ) 健康福祉センター2階成人検診部門での保健指導

健康福祉センターで特定健康診査を受けた方を対象に、受診当日に腹囲、BMI、血圧が保健指導に該当する方へ初回面接として行う。後日、血液検査等の結果で保健指導に該当した方に対して、委託事業所職員が継続支援を3か月間実施する。

(ウ) 委託事業所による特定保健指導

委託事業所職員による個別初回面接を実施する。動機づけ支援は電話による支援を2回行い、3か月後に最終評価を実施する。積極的支援は電話による支援を5回行い、中間評価を行いながら3か月後に最終評価を実施する。

カ 実績

参考： 令和2年度の終了者は、令和3年11月に法定報告を行うため、令和3年3月31日時点の暫定値となる。

暫定値

単位：人

	令和2年度（暫定値）			平成元年度（法定報告値）			初回 面談 増減
	対象者	初回面談	終了者	対象者	初回面談	終了者	
動機付け 支援	926	205	49	1,030	207	162	-2
積極的 支援	193	33	2	235	50	20	-17

キ 事業の経過

特定健康診査事業に準じる。

平成27年度 教室の内容を見直し3コースを実施

平成28年度 健康福祉センター2階健診部門受診者に対し、腹囲、BMI、血圧、喫煙習慣、服薬状況により把握できる対象者に対し、受診日当日の面接を開始

平成29年度 事業の一部を事業所へ委託

平成30年度 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正により、最終評価を6か月後から3か月後に変更

ク まとめ

平成29年度に事業の一部を事業所へ委託したことで、初回面談終了者の増加につながった。また、特定保健指導利用率の低下に対し、2階健診部門での受診当日の面接を行ったところ利用率の向上につながった。委託業者からの連絡を断った方に対しては、市職員が対応し、途中脱落をしないように支援している。

平成29年度から令和元年度の委託事業者は同一事業者、令和2年度は委託事業者

を変更して実施した。受診率の低下がみられたが、比較的感染拡大が落ち着いている頃に保健指導を実施することができた。また、新型コロナの重症化の一因である肥満や高血圧等の管理についても情報提供しながら実施した。

(3) 人間ドック・脳ドック助成事業（国民健康保険）

ア 目的

人間ドック及び脳ドック受診に要した費用の助成を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市国民健康保険人間ドック等助成に関する要綱

ウ 対象

入間市国民健康保険に加入している30歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・市内指定医療機関6施設、入間市健康福祉センター

オ 内容

人間ドック及び脳ドックともに助成額28,000円

カ 実績

助成状況（センターと市内指定医療機関の合算）

単位：人

年度 \ 区分	人間ドック 助成者数	脳ドック 助成者数	合計
R 2	1, 3 3 3	2 0 0	1, 5 3 3
R 1	1, 8 1 8	2 6 8	2, 0 8 6
対比	－ 4 8 5	－ 6 8	－ 5 5 3

キ 事業の経過

昭和59年度 事業開始

平成24年度 保険年金課（現国保医療課）から健康管理課へ事務移管

ク まとめ

助成者数は、前年度に比べ人間ドック、脳ドック共に減少した。

入間市国民健康保険加入者の減少に伴い、今後も助成者の減少が予想される。

(4) 重複・頻回受診者適正化事業

ア 目的

医療費適正化の一環として、入間市国民健康保険加入者のレセプト医療情報を活用し、重複・頻回受診者に対して情報提供及び保健指導を行うことで、医療費の適正化をはかり、良質かつ効果的な医療を確保する。

イ 根拠・関連法令

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

ウ 対象

40～74歳の入間市国民健康保険加入者のうち、次の基準に該当する者（※除外条件あり）

- ・重複受診者・・・3か月連続して重複受診し、1か月当たり医科のレセプトが4枚以上ある者
- ・頻回受診者・・・3か月連続して重複受診し、1か月あたり医科のレセプトが15回以上ある者
- ・重複服薬者・・・1か月間に、同一薬効を持つ医薬品が複数の医療機関から処方された者で、その状態が直近3か月のうち2回以上のもの

エ 対応者

保健師、国保医療課職員

オ 内容

かかりつけ医の普及、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、家庭での療養方法、生活習慣改善指導、健康相談・健康教室等参加勧奨、社会資源紹介、重複服薬について指導 など

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	通知	訪問	来所	電話	その他
R 2	1	2	0	1	0
R 1	3	4	0	2	0
対比	－2	－2	0	－1	0

キ 事業の経過

平成20年度 保健師の併任により、保険年金課（現国保医療課）事業として実施

平成26年度 実施方法を一部変更

令和2年度 重複服薬の条件の見直し、対象者のレセプト情報に合わせ、通知及び訪問等による指導を国保医療課職員と協力し実施

ク まとめ

重複受診・重複服薬訪問対象者の中には、子育て家庭や障害を抱えた方もおり、地区担当保健師が要支援家庭の生活状況を確認することができた。

3 後期高齢者医療保険事業

（1）後期高齢者健康診査

ア 目的

特定健康診査と同様の健診を実施することにより、糖尿病等の生活習慣病の予防を行うとともに、高齢者の特性を踏まえた保健事業の一環としてフレイル予防を目指す。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

75歳以上の後期高齢者医療保険加入者

65歳から75歳未満で一定の障害があり、埼玉県広域連合の認定を受けた者

エ 対応者

委託先・・・(一社) 入間地区医師会、入間市健康福祉センター

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、血中脂質検査、血糖検査、眼底検査（医師が必要と判断した場合）

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	受診者数
R 2	5, 695
R 1	5, 897
対比	- 202

キ 事業の経過

平成20年度 後期高齢者医療保険の制度の開始と同時に事業開始

平成24年度 高齢者福祉課（現国保医療課）から健康管理課へ事務移管

令和2年度 フレイル予防を目的とした質問票を導入

ク まとめ

受診者数は前年度に比べ減少した。

しかし、高齢化により対象者数は年々増加しているので、受診率向上に向けた取り組みを強化していく。

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業（後期高齢者医療保険）

ア 目的

人間ドック及び脳ドック受診に要した費用の助成を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市後期高齢者医療被保険者人間ドック等助成に関する要綱

ウ 対象

埼玉県後期高齢者医療に加入している者

エ 対応者

委託先・・・市内指定医療機関6施設、入間市健康福祉センター

オ 内容

人間ドック及び脳ドックともに助成額28,000円

カ 実績

助成状況（センター及び市内指定医療機関の合算）

単位：人

年度 \ 区分	人間ドック 助成者数	脳ドック 助成者数	合計
R 2	5 2 1	9 3	6 1 4
R 1	6 4 1	1 3 8	7 7 9
対比	－ 1 2 0	－ 4 5	－ 1 6 5

キ 事業の経過

平成 2 0 年度 後期高齢者医療保険の制度の開始と同時に事業開始

平成 2 4 年度 高齢者福祉課（現国保医療課）から健康管理課へ事務移管

ク まとめ

助成者数は、人間ドック、脳ドック共に前年度に比べ減少した。

人間ドック・脳ドック助成事業の周知等を通じて受診者数の増加に努めたい。

4 がん検診

(1) 胃がん検診

ア 目的

胃がんは我が国のがんの中でも死亡率の高いがんであり、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上重要な課題である。このため、胃がんを早期に発見することによって、胃がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例、健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

1 6 歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・（一社）入間地区医師会 （個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、胃部エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	年齢	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
R 2	16～29歳	7	0.08	6	1	0
	30歳以上	2,818	5.68	1,661	1,142	15
	計	2,825	4.84	1,667	1,143	15
R 1	16～29歳	9	0.10	9	0	0
	30歳以上	3,039	6.13	1,754	1,252	33
	計	3,048	5.20	1,763	1,252	33
対比	16～29歳	－2	－0.02	－3	1	0
	30歳以上	－221	－0.45	－93	－110	－18
	計	－223	－0.36	－96	－109	－18

キ 事業の経過

昭和41年度 検診開始

平成15年度 埼玉県健康づくり事業団によるバス検診と健康福祉センターでの
集団健診を開始

平成19年度 バス検診の廃止

令和元年6月 市内7医療機関で個別健診開始

ク まとめ

前年度に比べ受診者数、受診率、共に減少した。

しかし、近年、がん予防への意識の高まりは感じられているので、受診者数の維持・
増加の取り組みを継続していくほか、受診者の高齢化に考慮する必要があると考える。

(2) 乳がん検診

ア 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療
を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。
このため、乳房に発生するがんを早期に発見することによって、乳がんの予防を図る
ことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育
及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

40歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社)入間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、乳房エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

年度 \ 区分	受診者数	受診率 (%)	内訳		
			異常なし	その他の疾患	要精検
R 2	4, 5 0 9	1 5. 5 5	3, 4 2 3	6 5 2	4 3 4
R 1	5, 2 6 0	1 8. 3 0	4, 0 6 3	7 3 8	4 5 9
対比	- 7 5 1	- 2. 7 5	- 6 4 0	- 8 6	- 2 5

キ 事業の経過

昭和 5 0 年度 検診開始

平成 5 年度 個別健診開始

平成 1 7 年度 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、乳房エックス線検査が必須検査となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、3 0 歳以上から 4 0 歳以上として実施

平成 2 1 年度 女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により 4 0 歳・4 5 歳・5 0 歳・5 5 歳・6 0 歳の者に乳がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進

平成 2 8 年度 クーポン券に代わり勧奨通知による周知開始。また、平成 2 7 年度の指針の一部改訂を受け乳がん検診の視触診を判定委員会に諮り、継続実施

令和 2 年度 平成 2 7 年度の指針の一部改訂を受け、乳がん検診の視触診を判定委員会に諮り廃止

ク まとめ

前年度に比べ受診者数、受診率、共に減少した。

がん検診推進事業の継続など周知等を通じて受診者数の増加に努めたい。

(3) 子宮頸がん検診

ア 目的

子宮がんは早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮頸がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見することによって、子宮がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

2 0 歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社) 入間地区医師会 (個別健診)

オ 内容

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診、必要に応じてコルポスコープ検査

問診の結果、最近6月以内に不正性器出血(一過性の少量の出血、閉経後出血等)、月経異常(過多月経、不規則月経等)、褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に引き続き子宮体部の細胞診を実施する。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	内訳		
			異常なし	その他の疾患	要精検
R 2	5, 3 9 3 (2, 6 1 3)	1 6 . 2 7	3, 6 0 3	1, 7 0 2	8 8
R 1	6, 0 2 2 (2, 8 8 9)	1 8 . 1 2	3, 9 4 9	1, 9 7 8	9 5
対比	- 6 2 9 (- 2 7 6)	- 1 . 8 5	- 3 4 6	- 2 7 6	- 7

(カッコ内 子宮体がん受診者数)

キ 事業の経過

昭和51年度 検診開始

平成3年度 個別健診のみに変更

平成17年度 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、子宮体部の細胞診が選択実施となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から20歳以上として実施

平成21年度 女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者に子宮頸がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進

平成28年度 クーポン券に代わり勧奨通知による周知を開始

ク まとめ

前年度と比べ、受診者数は減少した。子宮頸がんが増加している40歳未満の若年層を含め、今後も受診者数の維持・増加に向けた取り組みを強化継続していく必要がある。

(4) 肺がん・結核検診

ア 目的

肺がんは、我が国のがんによる死亡原因の1位であり、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見することによって、

肺がんの予防を図ることを目的とする。

また、結核についても、我が国最大の感染症の一つであり、特に高齢者の結核罹患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達することから、定期検診による結核感染を早期に発見することによって、結核感染の予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社) 入間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診を実施する。なお、喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	内訳		
			異常なし	その他の疾患	要精検
R 2	12,505	21.41	9,232	2,846	427
R 1	13,586	23.16	9,840	3,225	521
対比	-1,081	-1.75	-608	-379	-94

キ 事業の経過

平成4年度 それまで結核検診として保健センター・各地区で実施されていたが、肺がん・結核検診として実施

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少した。今後、受診者の増加に向けて継続した周知を図る必要がある。

(5) 大腸がん検診

ア 目的

大腸がんは近年増加し、がんの部位別罹患率や死亡率で上位を占める。死亡率を減少させるために、大腸がんを早期に発見し、治療につなげることによって、大腸がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、健康増進法施行規則、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育

及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

30歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社) 入間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、便潜血検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	内訳		
			異常なし	要再検	要精検
R 2	8, 6 4 5	1 7. 4 4	6, 4 1 2	1, 6 0 5	6 2 8
R 1	9, 4 8 4	1 9. 1 3	7, 0 5 7	1, 8 2 9	5 9 8
対比	- 8 3 9	- 1. 6 9	- 6 4 5	- 2 2 4	3 0

キ 事業の経過

平成3年度 直接検査所への郵送提出方式で検診を開始

平成4年度 保健センター、各支所・出張所にて検体を回収する方式へ変更

平成15年度 健康福祉センター開設に伴い、センター若しくは市内指定医療機関に提出する方式に変更

平成23年度 従来の女性特有のがん検診推進事業に大腸がんが追加されがん検診推進事業として、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に大腸がん検診無料クーポン券及び手帳を送付

平成28年度 クーポン券に代わり勧奨通知による周知を開始

ク まとめ

受診者数・受診率ともに、前年度に比べ減少した。今後、継続した周知を図り、市民のがん検診への意識を高める必要がある。

(6) 前立腺がん検診

ア 目的

前立腺がん患者数は近年増加しているが、初期の前立腺がんには特有の自覚症状が無いことから検診により早期に発見、早期治療を促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市前立腺がん検診事業実施要綱

ウ 対象

50歳以上の男性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(一社) 入間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、血液検査（P S A値）

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率	内訳	
			異常なし	受診勧奨
R 2	2, 0 3 2	1 1. 9 3	1, 8 2 6	2 0 6
R 1	2, 2 4 7	1 3. 5 6	2, 0 3 9	2 0 8
対比	- 2 1 5	- 1. 6 3	- 2 1 3	- 2

キ 事業の経過

平成 2 8 年度 6 月から健康福祉センター及び市内指定医療機関で検診を開始

ク まとめ

前年度より受診者数、受診率、共に減少した。今後、継続して前立腺がんの予防検診を周知し、早期発見・早期治療に結び付けたい。

5 受診率向上対策事業

(1) 受診率向上対策事業

ア 目的

「第 3 次健康いるま 2 1 計画」に基づいた取り組みの一環として、生活習慣病やメタボリックシンドローム、がんに関する正しい情報を提供し、各健（検）診についての意義・必要性の普及啓発を行うことにより、各健（検）診の受診率を向上させる。

イ 根拠・関連法令

第 3 次健康いるま 2 1 計画

ウ 対象

健康管理課が主管する各健（検）診の対象者

エ 対応者

保健師

オ 内容

広報及び各種団体等への講演により、各健（検）診に関する情報提供及び各健（検）診についての意義・必要性の啓発を行い、広く周知を図る。

カ 実績

単位：人

区分 年度	派遣先	内容	参加 人数	計	対比
R 2	健康レベルアップキャンペーン	—	—	1 5	－ 2 1 7
	藤沢北小学校 P T A	簡易血管年齢測定、 睡眠講座	1 5		
R 1	健康レベルアップキャンペーン	生活習慣病	1 8 2	2 3 2	
	東金子中学校 P T A 成人教育部	乳がん	1 4		
	藤沢北小学校 文化部	乳がん	1 7		
	藤沢中学校 成人教育部	生活習慣病	1 9		

キ 事業の経過

- 平成 2 0 年度 小学校・中学校保護者へ受診勧奨のちらしを配布
 平成 2 1 年度以降 小学校・中学校 P T A や関係団体向けに受診勧奨の講座を実施
 令和 2 年度 感染拡大防止のため、健康レベルアップキャンペーンを中止

ク まとめ

受診率の低い年代に対し、健（検）診の重要性の普及啓発、受診勧奨のよい機会と考え実施している。

メタボリックシンドロームや生活習慣病予防、女性に多いがん（乳がん・子宮がん）に関することなど幅広い内容を取り入れ実施している。

利用については減少傾向のため、周知方法について検討していく必要がある。早期から生活習慣病予防の普及啓発をすることで、受講した保護者の健康の保持増進だけでなく、家族（子どもから高齢者まで）に対し広く健（検）診の重要性や生活習慣病予防の普及啓発につながるため、あらゆる機会を通じて普及啓発を継続していきたい。

6 健康指導事業

（1）市民健康診断後保健指導

ア 目的

市民健康診断受診者のうち、メタボリックシンドロームの危険性が高い者に対し、健康状態に応じて保健指導を実施し、参加者の健康管理に寄与する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民健康診断の結果及び質問票から、内臓脂肪蓄積のリスク及び追加リスクがある者

※特定保健指導対象者の選定・階層化基準に準ずる。但し、服薬の有無は問わない

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

保健師、管理栄養士による情報提供、相談及び保健指導

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	訪問	面接	電話	郵送	計
R 2	0	27	6	12	45
R 1	0	19	1	10	30
対比	0	8	5	2	15

キ 事業の経過

平成20年度 特定健康診査の開始に伴い保健指導の利用機会のない40歳未満の市民健康診断受診後の市民を対象に市民健康診断後保健指導を開始

平成28年度 2階健診部門での健診当日の面接を実施（6～12月の期間）

ク まとめ

40歳前の年代の方に対し、健康診断の理解と早期からの生活習慣病予防に重点を置いた保健指導を行いメタボリックシンドロームの予防に努めた。

この取り組みをしたことで、40歳以上の生活習慣病の予防に効果が出ているかの検証はできていない。今後は、2階健診部門で面接を行わない時期（1～5月）についても、健診当日に面接が出来るように工夫していきたい。

（2）骨粗しょう症検診事後指導

ア 目的

骨粗しょう症検診受診者に、検診結果に基づいた生活指導を実施することにより、健康管理に寄与し、ひいては骨折を契機として発生する要介護者の発生を防止する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

骨粗しょう症検診を受診した者

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

（ア）受診者全員に対して、結果の見方を説明する。

（イ）問診により生活習慣改善の必要性を認められた方に対して生活指導を実施する。

（ウ）要精検者、問診により脆弱性骨折が疑われる方及びその他必要な方に対して医療機関への受診勧奨を実施する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	参加者数
R 2	4 3 8
R 1	6 3 3
対比	－ 1 9 5

※骨粗しょう症検診受診者全員に事後指導を実施している。

キ 事業の経過

平成18年度 骨粗しょう症検診及び事後指導を実施

ク まとめ

骨粗しょう症検診終了後、引き続き事後指導を実施している。保健師・管理栄養士が個別に対応しており、検診結果の説明だけでなく、それぞれの生活習慣を確認した上での指導を行っている。骨密度の低下は自覚症状がないため、本事業は生活習慣の改善や受診行動の動機付けとなっている。

令和3年度は大人女子健康教室も加え、骨密度の低下をし始める40代・50代の女性を対象に、更年期の過ごし方や、骨粗しょう症の早期予防について、周知を図っていく。

(3) がん検診 精密検査受診勧奨通知

ア 目的

がん検診の結果に基づき、精密検査の受診勧奨通知を送付し、精密検査未受診者を受診に導くことにより、適切な医療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市が実施するがん検診を受診し、要精密検査と判断された者のうち、一定期間、精密検査結果連絡票により精密検査の受診が把握できない者

エ 対応者

健康管理課職員

オ 内容

対象者を抽出し、精密検査受診勧奨通知を送付する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	受診勧奨通知数				
	肺がん・結核検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診
R 2	1 0 5	6 2	2 2 3	5 8	3 1
R 1	1 4 7	6 5	2 4 7	6 3	3 1
対比	－ 4 2	－ 3	－ 2 4	－ 5	0

キ 事業の経過

平成20年度 受診後3ヶ月経過した精密検査未受診者に受診勧奨を開始

ク まとめ

精密検査未受診者を精密検査受診に導くことにより、適切な医療につなげることができた。今後も精密検査未受診者に対する精密検査受診促進のための取り組みが必要である。

(4) 骨粗しょう症検診 精密検査受診勧奨通知

ア 目的

骨粗しょう症検診の結果に基づき、精密検査の受診勧奨通知を送付し、精密検査未受診者を受診に導くことにより、適切な医療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進事業実施要領

ウ 対象

入間市が実施する骨粗しょう症検診を受診し、要精密検査と判断された者のうち、一定期間、精密検査結果連絡票により精密検査の受診が把握できない者

エ 対応者

健康管理課職員

オ 内容

対象者を抽出し、精密検査受診勧奨通知を送付する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	骨粗しょう症検診 受診勧奨通知数
R 2	64
R 1	79
対比	-15

キ 事業の経過

平成28年度 一年度分まとめて受診勧奨を開始

平成29年度 がん検診の受診勧奨と合わせて、受診月ごとに勧奨を実施

ク まとめ

精密検査未受診者を受診勧奨通知により精密検査受診に導くことで、適切な治療につなげることができた。今後も、精密検査未受診者に対する精密検査受診促進のための取り組みが必要である。

(5) ウイルス性肝炎陽性者フォローアップ事業

ア 目的

入間市が実施する肝炎ウイルス検診受検後のウイルス性肝炎陽性者を早期に治療に繋げ、肝硬変や肝臓がんなど、重症化予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

入間市が実施する肝炎ウイルス検診によるB型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された者又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者のうち、フォローアップ事業への参加に同意した者

エ 対応者

健康管理課職員、保健師

オ 内容

同意書により本人の同意を得たうえで、調査票を送付する等により、医療機関の受診状況や診療状況を確認する。また、必要に応じて保健師による保健指導を行う。

初回精密検査未受診の場合には、電話等で精密検査受診を勧奨する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施者数
R 2	2
R 1	3
対比	－ 1

キ 事業の経過

平成20年度 肝炎ウイルス検診精密検査受診状況確認事業として開始

平成27年度 埼玉県が埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業を実施することに伴い、ウイルス性肝炎陽性者フォローアップ事業として開始

ク まとめ

2人ともフォローアップ事業への参加に同意をいただき、精密検査受診状況を個別に確認することにより、フォローアップ事業の周知や医療機関への受診勧奨を行い、適切な医療につなげることができた。